

第3章 国の情報化政策との連動について

第3章 国の情報化政策との連動について

本章では、公立図書館について、国の情報化政策という視点から、公立図書館の位置付けを検証する。あわせて、各国における電子図書館政策について、分析する。

1. 韓国

(1) 情報化政策の概要

ア. 情報通信部の情報化政策

韓国では、既に1994年の情報通信部の設置によって、国全体の情報化推進の主管部署が設置され、情報化推進の基本政策として、1995年に「情報化促進基本法」が制定された。同法により、実務的な情報化推進体制は、国務総理室主管の「情報化推進委員会」に一任され、情報化推進分野別に分科委員会が設けられるとともに、情報化促進基金も設置されることとなった。うち、情報化推進分科委員会の中に、文化観光部が主管する「文化情報化推進分科委員会」や、教育人的資源部が主管する「教育情報化推進分科委員会」など25の分科会が形成された。

次いで、IMF(国際通貨基金)管理体制下にあった1999年に、知識基盤社会に向けた情報化ビジョンである「サイバー코리아21」が樹立され、以後4年間で注力すべきIT施策が明らかにされた。

< (参考) 「サイバー코리아21」の主な推進目標 >

- 知識情報社会の基盤となる情報基盤構築、法制度・環境を整備
- 行政業務の電子化、電子政府の実現、知識基盤産業化、国民の生涯学習の推進強化
- 新ビジネス創出、新しい雇用機会、多様な情報産業の発展土台 等

その後、国家知識情報事業を推進するために、2000年に「知識情報資源管理法」を制定し、同法に基づき、「知識情報資源管理基本計画」の策定とともに、国家知識情報資源の流通体系の確立や知識情報資源データベース間を連携・活用のための仕組み作り等に向けた政策方案を形成した。その推進体制母体として、情報通信部長官を委員長とし、12部署の次官、民間委員2名の合計15名から構成される「知識情報資源管理委員会」を設置した。

「知識情報管理資源法」の制定の背景には、国または地方自治団体等に散在している知識情報資源を体系的に管理・保存し、その活用・開発を促進してその効用を高め持続的な利用を図ることにより、国家競争力を向上させ国民経済の発展に寄与すると考えられたからであった。

その後、2004年12月に「知識情報資源法」は改正された。これにより、地域間の知識基盤の格差を緩和し、知識情報資源に対する政策立案等において、広域地方団体の参加を拡大するため、「知識情報資源管理委員会」の委員に地方自治団体の副団体長(道副知事、特別市・広域市等の副市長)を追加され、また、知識情報資源管理事業を効率的に推進するため、専担機関を韓国電算院から韓国情報文化振興院(KADO)に変更された。

＜(参考)知識情報資源管理法(2000年1月28日公布、法律第6232号)の詳細＞

- 「知識情報資源管理法」の主要骨子
 - － 1) 「知識情報資源」を、「国家的に保存及び利用価値があり、学術・文化または科学技術などに関するデジタル化の必要性が認められる資料」と定義。(法第2条)
 - － 2) 知識情報資源の効率的な管理と活用のために、国・地方自治団体などの義務を明示。(法第3条)
 - － 3) 知識情報資源の管理及び推進計画は情報通信部長官が総括すること。
 - － 4) 知識情報資源管理委員会及び実務委員会の設置を規定。
 - － 5) 専担機関として韓国電算院を指定した。(法第8条)
 - 2004年12月法改正により韓国情報文化振興院(KADO)へ変更
 - － 6) 知識情報資源の収集・保存・利用等の標準化を推進すること。(法第12条)
 - － 7) 知識情報資源管理の評価に関する規定の存在。(法第13条)
- 「知識情報資源管理委員会」の、法律上の主要機能
 - － 知識情報資源管理基本計画の樹立及び変更
 - － 知識情報資源の管理及び活用
 - － 知識情報資源の共同利用
 - － 知識情報資源管理の評価
 - － 知識情報資源の指定に関する事項
 - － 知識情報資源関連の予算執行

イ. 韓国の情報化政策の成果

現在、韓国では技術的側面の環境整備と、法的側面の整備により、韓国における国家知識情報資源管理体制の構築のための基盤はある程度整備されたと言える。

- 国家知識情報基盤整備に関する具体的な成果
 - － 全国に超高速網構築、コンピュータの普及2600万台以上
 - － インターネット利用者は3,158万人、20代以下は96.2%、20代は95.3%、30代は88.1%利用(2004年度情報化実態報告書、2005年2月発表)
 - － 超高速インターネットの加入件は1,200万、全国家庭の72.2%が接続(2005年5月現在)
 - － 教育情報化計画が2000年末に完了し、すべての教育機関に学内電算網が設置、インターネットに接続可能

以上のような成果の中でも、特に図書館と関連性のある政策成果として、「知識情報ポータル(KKP)」があげられる。



図 5 デジタル資料室で遠隔授業を受ける利用者

ウ. 知識情報ポータル(National Knowledge and Information Resources Portal: Korea Knowledge Portal:KKP)

情報通信部は、知識情報資源の流通活性化を具体的な実現内容として、自ら主導する「知識情報ポータル」を設けた。ここでは、「国家知識情報統合検索システム(Korea Knowledge and Information Search System)」及び科学技術、教育学術、文化、歴史、情報通信等分野別の総合情報センターを指定し、分野別ポータルを相互連携することによって、総合的な知識情報を提供している。

<(参考)知識情報ポータルの各分野の総合情報センターの所管機関>

- 科学技術:韓国科学技術情報研究院(KISTI)
- 教育学術:韓国教育学術情報院(KERIS)
- 文化:文化観光部
- 歴史:歴史編纂委員会
- 情報通信:情報通信研究振興院(IITA)

さらに、これら5つの分野の総合情報センター以外に、5つの機関(産業・建設技術・海洋水産・法律・地方自治体)を追加連結(2004年12月)し、国家知識情報統合検索システムを中心に総計718機関が保有する2億2千余万件の原文データベースと連携させ、ワンストップにて各種原文の総合検索が実現している。

また、民間のポータルサイトと国家知識情報統合検索システムを連携させる事業も完了(2005年2月)し、同年3月から民間のポータルサイトからも国家知識情報統合検索システムを検索・活用できる基盤が整備されている。この結果、知識コンテンツの利用件数は月平均495万件(年間5,946万件)、利用率は毎年20%増加した。

図書館関連機関が主導する知識情報資源構築の協力事業としては、韓国国立中央図書館による「韓国古典籍の総合データベースシステムの構築」や国会図書館による国家立法活動支援としての「原文データベースシステム」がある。

(2) 韓国の国家電子図書館事業

韓国の国家電子図書館事業は、1996年に「超高速情報通信基盤構築」事業が開始され、「電子図書館基本計画」が策定されたことに始まった。同事業の背景は、21世紀の知識情報社会の到来を見据えて、韓国の国際競争力向上のために全国規模の電子図書館の構築が必要とされていたためであった。同事業の主目的は、以下の通りである。

- 主要図書館を連携することにより、国家情報能力の増強を図ること。
- 均衡ある地域開発を促進すること。
- 全国の公共図書館を接続して、情報基盤を確立すること

現在は、韓国国立中央図書館を主管機関とし、同図書館以外に、国会図書館、法院図書館、韓国科学技術院科学図書館、KISTI、KERIS、農村振興庁農業科学図書館、国家知識ポータル

(2005年より連携)を含めた8つの機関が参加している。これらの機関が連携し、あわせて70にのぼる多様なデータベース共同利用や統合検索が可能である。

一般の利用者は、公共図書館内の指定端末を通じて、著作権に抵触しない原文を有料または無料で利用できる。国立中央図書館を除外した7の参加機関に著作権がある原文資料は機関別ホームページで規定する方式により閲覧・出力可能、国立中央図書館に著作権がある原文資料は近隣の公共図書館の指定されたパソコンで閲覧可能、となっている。

こうした国レベルでの電子図書館の構築は、対象分野の重複投資を防止しつつ、知識情報資源の共有体制が拡大・発展し、時間や空間の制約なく図書館及び国民にオンラインで必要な情報を提供することを可能とした。



図 6 学術論文のフルテキスト出力が可能な
端末

また、第2章で記したように、韓国国立中央図書館は、国立デジタル図書館を建設中であり、2008年12月に開館の予定である。

2. シンガポール

(1) 情報化政策の概要

シンガポールでは、情報化政策は、1980年、情報政策を国の経済発展の要と位置付けた「国家コンピュータ計画」の策定、及び、1981年の国家コンピュータ委員会 (National Computer Board) の設置が端緒である。1986年、「国家情報技術計画 (National IT Plan)」が発表され、以下のような推進項目が明示された。

- ITに関する人材の育成
- ITに対する意識の向上
- ITインフラの整備
- ITアプリケーションの開発
- IT産業の振興を柱としてのIT整備

1992年には、シンガポールのITマスタープランである「IT2000」が発表された。この計画は、国家情報基盤 (National Information Infrastructure :NII) の整備の上、シンガポールを15年以内にインテリジェント国家に変革しようとする国家政策を示し、情報技術 (IT) を駆使した社会、経済、教育等のあらゆる分野において、情報へのアクセスを容易にして情報の有効利用を促進しようとすることを目指していた。

以上のような国の情報化政策を背景として、シンガポール国立図書館庁 (NLB) を始めとした公

立図書館の役割は、IT人材育成の面で、成果を発揮している。

まず、シンガポール情報通信開発庁より、同庁が推進する「国家ITリテラシー・プログラム (NITLP)」の最有力研修拠点(“Top 5 Authorized Training Centre”)としての表彰を、3年連続受賞している。2003年度の場合、約6,300人が受講している。

また、2004年1月には、人材開発庁より公認研修機関(Approved Training Provider)として指定されている。すなわち、人材開発庁より、NLB主催の勤労者及び中小企業向け情報リテラシー講座(7時間)について、補助金給付対象講座に指定されている。

(2) シンガポールの「eLibraryHub」

シンガポールでは、ウェブ上での電子的資料の提供や広範囲な図書館サービスを展開し、ワンストップサービスを実現している、eLibraryHubがある。

- 主な利用メニュー
 - － 13,000タイトルの電子ジャーナルやデータベース、電子ブック提供サイトである netLibraryを通じて10,000タイトルの電子ブックの利用。
 - － 蔵書検索システムの検索、図書館を指定した図書の前予約、貸出の更新が可能である。
 - － オンライン・レファレンスサービスを提供している上海図書館と提携して、オンライン・レファレンスサービスや各種調査、文書の翻訳サービスを受けることもできる。
 - － 年間3シンガポールドルの会費で、返却日付の数日前に返却日を携帯電話などの携帯端末に知らせるリマインダー・サービス、携帯端末からの貸出の更新、各種料金の照会を行うことができるモバイル・サービスも提供されている。

3. 中国(上海市)

(1) 情報化政策の概要

中国では、1993年、国務院副総理を議長とする「国家経済情報化合同会議」が発足し、「金橋(国家情報通信ネットワーク)」「金関(EDI/貿易情報ネットワーク)」「金カード(クレジットカード)」という3金プロジェクトより、政府重要業務情報化が始められた。その後、1997年開催の「全国情報化プロジェクト会議」において国家経済情報化に関する「24字指導方針」及び2010年までの長期目標が設定され、2000年10月施行の「第10次5ヵ年計画」の中の優先課題として、情報通信インフラ整備、IT技術とIT産業の発展、産業・社会における情報化の推進を取り上げられた。

国家情報基盤(CNII)の構築については、上記「24字指導方針」の下に実施し、「1つのプラットフォームと3つの業務ネットワーク」という国家情報ネットワークを建設することとなった。

上海市では早くから「情報港」という都市情報化の概念を提唱し、1996年7月に上海情報化ポータルを稼動した。その後、国務院から権限を授与されて「3ネットワーク融合」のモデル都市として、統一的な情報ネットワークの建設と管理機構の確立、ネットワークリソースの総合利用を推進した。

(2) 中国の国家電子図書館事業

中国の国家電子図書館事業は、主に、1997年の「中国試験型電子図書館プロジェクト(Chinese Pilot Digital Library Project:CPDLP)」を始めとする電子図書館研究事業(Digital library research project)と、1998年開始の「中国国家電子図書館事業(China Digital Library Program:CDLP)」を中心とした電子図書館建設事業(Digital library construction program)の2つがある。

各電子図書館事業は、国家発展と改革委員会(社会資本整備を含む総合経済政策決定機関)の承認の下、実行されている。

ア. 電子図書館研究事業(Digital library research project)

1997年、「中国試験型電子図書館プロジェクト(Chinese Pilot Digital Library Project:CPDLP)」は、中国国家図書館と上海図書館、深セン図書館、中山図書館、遼寧図書館、南京図書館の協力により始められた。同プロジェクトは、電子図書館システム構築に関する技術の研究開発と電子情報資源の蓄積を行い、2001年に終了した。次いで2002年より、国家科学技術図書館文献センターを中心に、中国国家図書館、中国高等教育文献保障システム(CALIS、後述)、大学図書館、国策研究機関の図書館、上海市を含む公立図書館等が加わった、「電子図書館構建設のための基準・仕様の確保」が立ち上げられた。そこで、中国における電子図書館建設のための基準・仕様が検討されている。同時に、中国国家図書館の主導により、「中国メタデータ標準化プロジェクト」も実施されている。

イ. 電子図書館建設事業(Digital library construction program)

前項のCPDLPの成果を受けける形で、1998年に文化部と中国国家図書館は、「中国国家電子図書館事業(China Digital Library Program:CDLP)」を立ち上げた。

目標は、超大規模で質の高い中国語情報資源データベース群の構築である。さらに、国の高速ブロードバンドネットワークを通じて国内外にサービスを提供し、最終的には世界各地に広がったネットワーク上の中国語情報基地とサービスセンターの形成を目指している。

現在、事業の管理は、文化部召集に基づき22の関連各機関から構成される「中国電子図書館事業構築列席会議」(以下、「列席会議」と表記)と中国国家図書館内にある事務局によって、行われている。また、列席会議の下に「中国デジタル図書館事業構築専門家顧問委員会」、事務局の下部組織として、「資源構築」「標準規範」「法規」及び「技術」の各指導委員会を設けている。

一方、事業の運用は、中国国家図書館に中国電子図書館国家センターを設立するとともに、電子図書館建設の必要及び国内図書館等情報提供機関の現状と発展の趨勢に応じて、若干のサブセンターと地域センターが設立されている。

構築済みの資源総量は既に10テラバイトに達している。このうち国家図書館は、既に図書6,380万ページ、映画約2,000本、金石拓本¹⁵8,000幅、中華民国時代の定期刊行物180万点、博士論文

¹⁵ きんせきたくほん。古代中国において始められた、紙以外の金属や石に刻まれた文字・文様である金石文を、墨によって紙の上に写し採ったもの。(出典:早稲田大学文学部ホームページ)

約8万編等、多種多様な資料類型について情報資源の電子化作業を完了した。

今後、国家図書館二期工事及び国家電子図書館事業として、1,200万冊分の図書目録構築も含め総事業費12億元(約177億円)を投じて、中国国家図書館新館内に「国家電子図書館国家センター」を建設する予定である。

また、CDLPと連動する形で、文化部は莫大な文化コンテンツに関する収集・デジタル化を行う国家文化資源共有化プロジェクト(National Culture Resources Sharing Project: NCRSP)を実施している。同プログラムは、技術、標準化、アプリケーションの各開発を中心に検討を進め、2005年末までに、国、省、県・郷等の各行政レベルにおける情報センターのネットワーク化と、書籍100万冊、地域歌劇千点、音楽作品千点、芸術作品千点、骨董品千点のデジタル化により、国民に利用開放することを予定している。

「中国デジタル図書館」は全国各地の電子閲覧室を持つ副省クラス¹⁶以上の公立図書館に対して、無償でデジタル情報サービスを提供し、中国デジタル図書館のネット上の図書情報を2001年の1年間使用できる権利を付与した。また、各文献を所蔵する図書館が中国デジタル図書館プロジェクトに直接参加し、さらに多くの協力や交流の機会を提供するために、「中国デジタル図書館連盟」が設立された。

(3) 上海市の電子図書館事業

上海市及び上海図書館は、国家電子図書館事業の各プロジェクトに積極的に参画するとともに、自らも電子図書館事業に着手している。上海科学技術情報研究所との合併後の1997年より、上海図書館所蔵文献のデジタル化を始めている。こうした動きが実現した背景には、上海図書館側及び上海市政府側双方の図書館情報化への意欲があったためである。すなわち、上海図書館は、中国の大都市にある公立図書館として都市の情報化に貢献すべきであるという認識の下、上海図書館の電子化計画を構築した。一方、上海市政府は、情報資源の共有化の展開を非常に重視し、上海図書館側が提出した電子図書館事業計画を全面的に支持し、指定費目の経費支出を行った。

これまで、初期のプロジェクトは古書デジタル化プロジェクトを端緒に、善本一二級の所蔵品3,223種合計130万ページのデジタル化作業を完了した。1999年は大規模にデジタル化を実施した1年で、「上海図典」「上海文典」「点曲台」「民国図書」「古籍善本」「中国報刊」「科技百花園」等7つのデジタル化プロジェクトを実施し、データ総量は約200GBに達している。2000年に外資系情報システムベンダーのデジタル図書館システムを利用して、参照検索、全文検索、画像データ検索、データベース間相互検索を実現するプラットフォームを開発した。現在、インターネットを通じてサービスを実施している。

¹⁶ 1994年に新設された中国の地方行政区画の一種。省に次ぐ二級行政区である地級市の中でも、省の管轄下にありながら経済・財政と法制の面で自主権の与えられている都市。瀋陽、南京、西安、武漢、厦門(アモイ)、大連など、省都・経済特区・経済技術開発区となっている15都市が該当する。

なお、上海図書館のデジタル図書館構築は、基礎構築段階、デジタル化資源整合段階及び全面的サービス提供段階の3段階を予定しており、現在は第二段階の後半に位置付けられている。

4. 第3章のまとめ

国の情報化政策との連動や電子図書館事業については、第2章の「本章のまとめ」で指摘した地域における公立図書館の位置付け(各地の図書や情報の提供拠点であり、学習や知識習得の機会の場合)を支援するため、国の中央図書館が、国からの十分な予算を引き出しながら、積極的に推進している。日本への適用を想定すると、知的財産戦略の一環として、公立図書館同士が連携し利用者に対して知的財産の再利用機会を提供することや、公立図書館が媒介となって地域の多種多様な情報を発信するような地域ブランド構築の支援等が考えられる。

また、シンガポール国立図書館庁に見られたように、IT人材育成拠点として公立図書館を位置付けることも、参考にすることができる。

以上のような政策実現内容や成果ばかりでなく、第2章の「本章のまとめ」で指摘した図書館政策の立案・推進の担い手に関する特徴と同じく、韓国の知識情報資源管理法の制定は、国や自治体レベルの役割分担の調整が進展していることが、重要であると言える。